

# 自前リポジトリをJAIRO Cloud に引っ越しする －筑波大学での学位論文電子化と引越の実証実験状況－

---



内島 秀樹

筑波大学附属図書館情報管理課長

email : [huchijim@tulips.tsukuba.ac.jp](mailto:huchijim@tulips.tsukuba.ac.jp)

日本体育図書館協議会研修会

2013年11月18日



## 本日の内容

---

### 1. JAIRO Cloud(JC)への移行について

つくばリポジトリの現状(=移行の前提となる環境)

移行の対象と条件

移行作業の実際

筑波大学新研究者情報システムとJCとの連携

### 2. 学位論文の電子化について

改正を理解するための基本資料

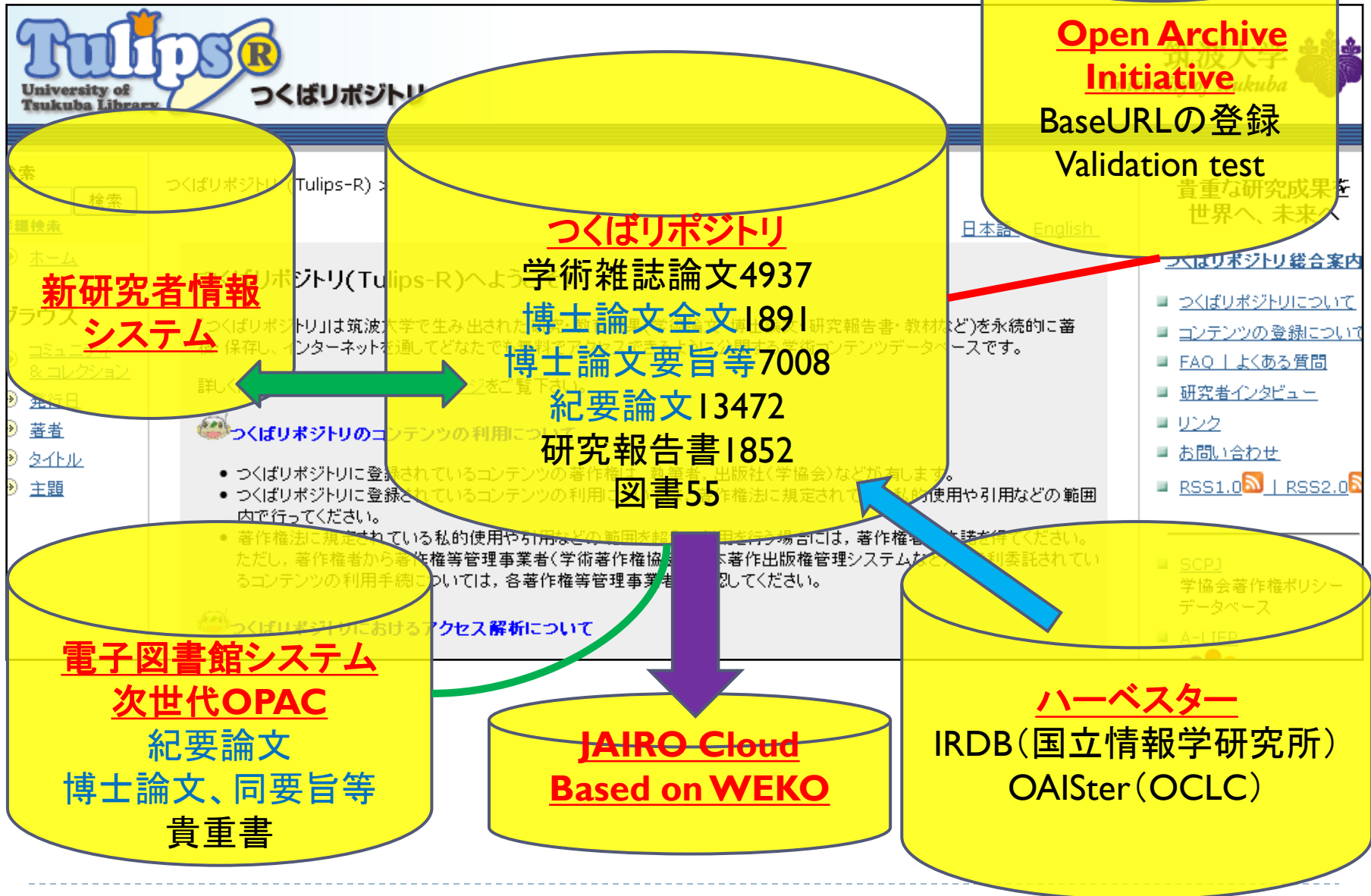
学位規則改正の要点

博士論文公表の概要と公表の仕組み

筑波大学の対応

博士論文の電子化をめぐる課題

# つくばリポジトリの現状



# 移行の対象と条件

JAIRO Cloudサービスのユーザーの立場から

## ▶ 移行の対象データ

つくばリポジトリの全データ =メタデータと本文

電子図書館システムの貴重書以外の全データ =本文

## ▶ 移行の条件=現状のサービスを落とさないこと

コンテンツ恒久識別子ハンドルの移行(ハンドルサーバ)

著者への利用統計通知機能の維持(e-person)

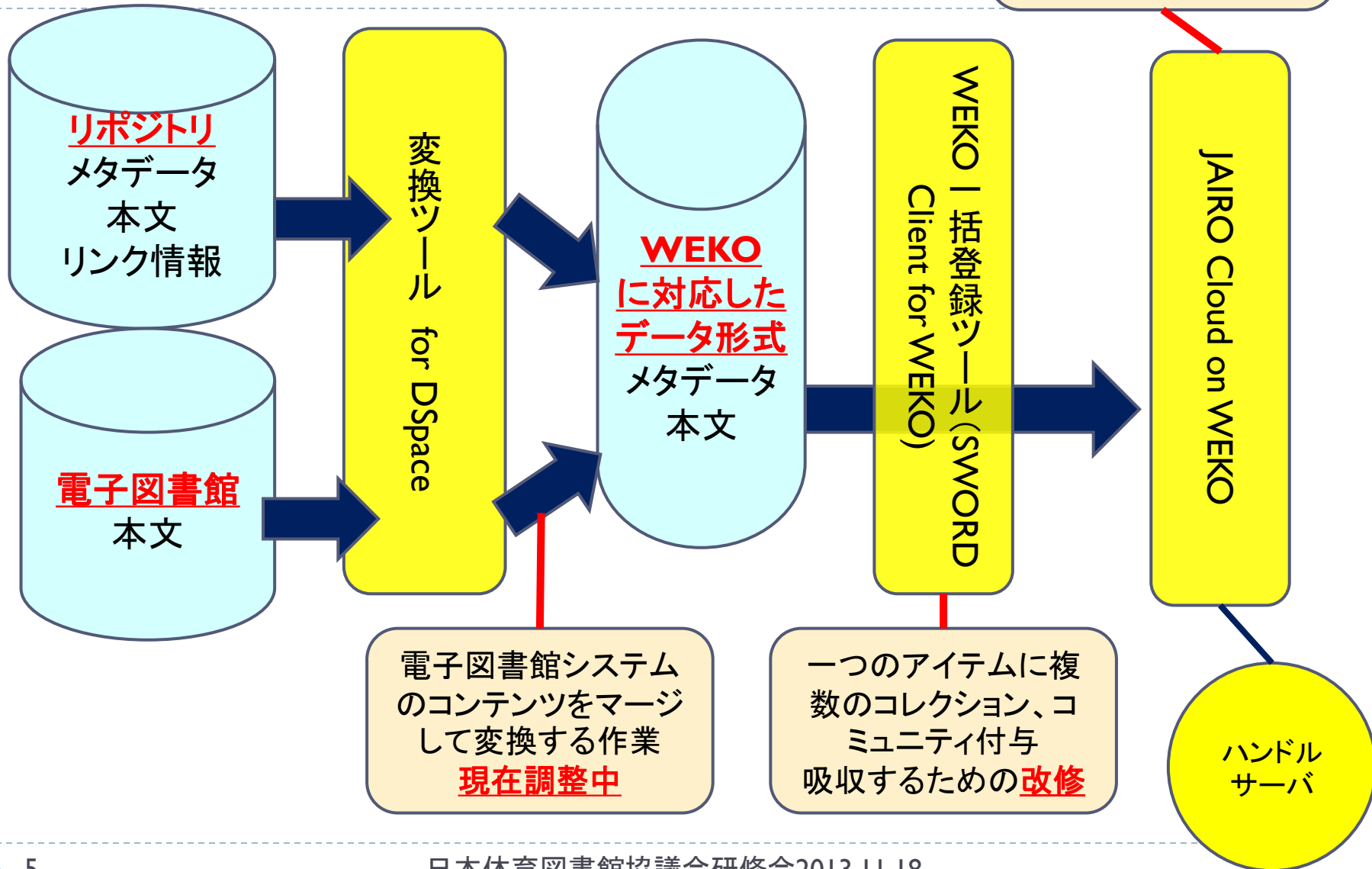
筑波大学新研究者情報との連携の維持(SWORD連携)

## ▶ その他(=NIIに対する期待)

JAIRO Communityによる新機能やインターフェースの  
継続的充実

DSpaceのeperson  
(メールアドレス)を典  
拠データの中に持つ  
**改修**

# 移行作業の実際

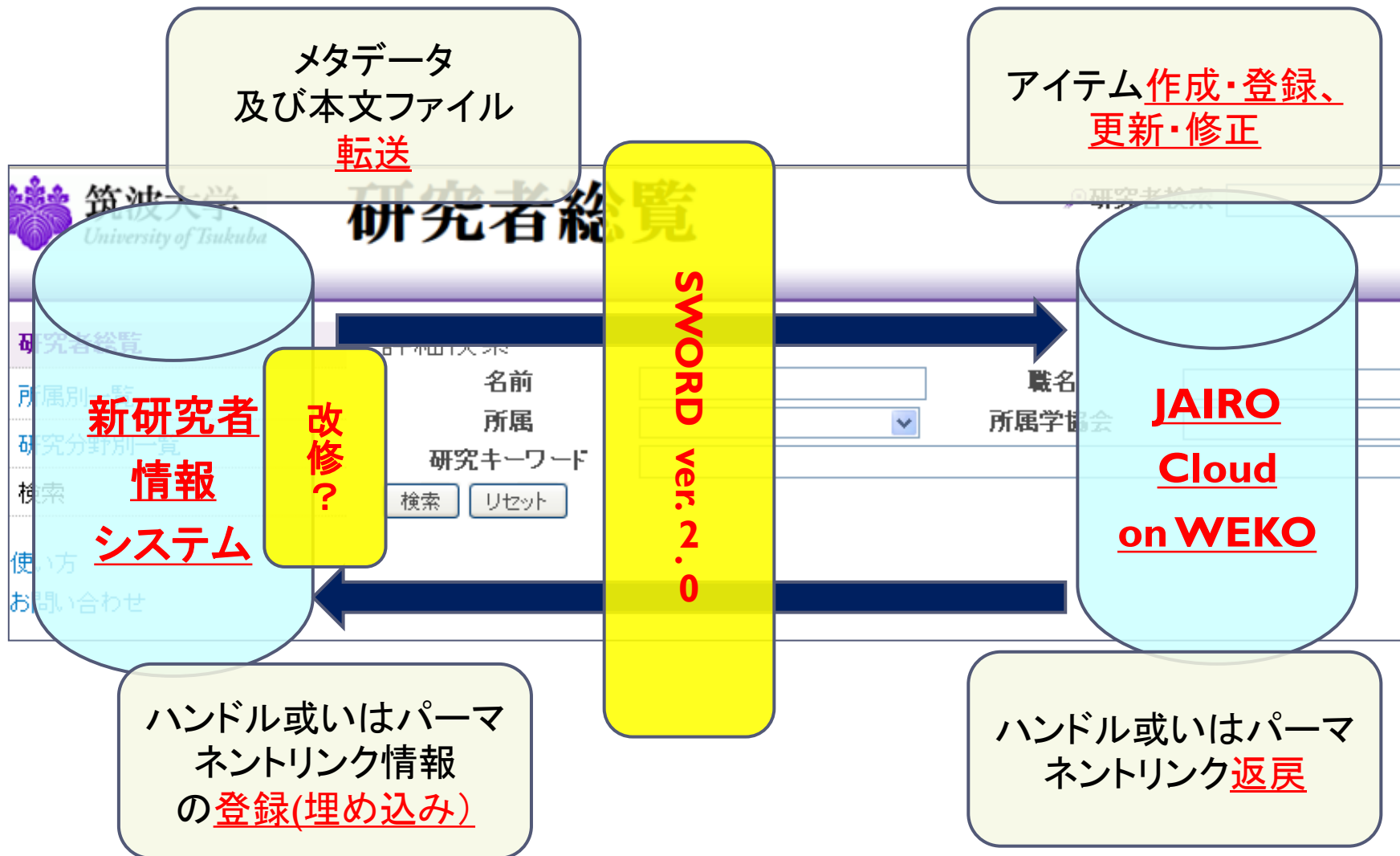


# つくばリポジトリ (DSpace) のコンテンツの階層構造



# 筑波大学新研究者情報システムとJCとの連携

筑波大の新研究者情報システム側のSCfW2.0への対応作業（今後の作業）



## 改正を理解するための基本資料

- 学位規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)(24文科高第937号 平成25年3月11日) 別添1~3及び参考付き

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm)

- 学位規則改正に対する留意事項の送付について  
学位規則改正に対する留意事項及び留意事項解説

(国立国会図書館と大学図書館との連絡会

学位論文電子化に対する留意事項に関するWG

平成25年3月11日 国公立大学図書館協力委員会委員長宛)

<http://www.janul.jp/>

- メタデータフォーマットjunii2(ver. 3)

改訂概要、入力内容一覧、ガイドライン(2013年7月)、同新旧対応表

<http://www.nii.ac.jp/irp/archive/system/junii2.html>

- 国立国会図書館HP(国内博士論文の収集について)

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/hakuron.html>





# 学位規則改正の要点

\* 憲法→法律→政令→**省令** (改正)

\* 国会送付は**局長通達**で依頼

## ▶ 本人の義務(1年以内)

博士論文本文のインターネット公表

学位授与機関の支援により公表 原則として機関リポジトリによる

本文が公表できない「やむを得ない事由がある」場合は本人作成に

よる内容の要約のインターネット公表。ただし、本文を閲覧させること  
と事由解消後のインターネット公表は必須。

## ▶ 学位授与機関の義務(3ヶ月以内)

内容及び審査結果の要旨のインターネット公表

## ▶ その他(学位授与機関の義務)

文部科学省への報告(改正規則、学位授与報告書)(mail)

国会図書館への博士論文送付(自動収集、送信、郵送)

## 博士論文公表の概要 – 改正規則及び通知の説明（等）から

- ・原則として学位授与機関の機関リポジトリ(IR)による公表
- ・電子ファイルの形式はPDF/Aが望ましい(学論WGの推奨)
- ・IRがなければ整備が望まれる(オープンアクセスへの対応の観点から)
  - JAIRO Cloud利用可能
- ・メタデータはIRDBによるハーベストのため、junii2(ver.3)に対応必須
- ・国会図書館による収集はIRDBのURIにより本文を自動収集
- ・IR以外(HP等)での公開
  - 国立国会図書館への送付は同館の送信システム利用
  - また、当面の間は国会図書館の新システムによる公開も可能
- ・「止むを得ない事由」により本文を公表しない場合
  - 本人作成の要旨をIR(その他の手段)で公開
  - 本文(電子ファイルか印刷物)を国会送付(送信システムか郵送)
  - 国会及び学位授与機関で閲覧させることが必須(従前と同じ)

学位(博士)申請者

①提出

機関リポジトリ  
による公表の場合

②大学図書館  
PDF/A形式のデータ受取  
メタデータ付与・登録  
(**Crosswalk改修**)

各大学学位授与担当部署  
・博士論文(電子ファイル?)受付  
(本人作成要旨)  
・電子ファイル変換→**PDF/A**

博士論文  
(本人要旨)  
学内送付

機関リポジトリ  
junii2(ver.3)準拠  
学位記述要素追加  
**URI**

**JAIRO  
Cloud**  
Junii2対応済

矢印はデータの流れる方向

③IRDBによる  
ハーベスト  
(OAI-PMH)

⑤NDLによる本  
文自動収集

文部科学省への報告  
のDB化(台帳)  
NIIから公開

④NDLによるメ  
タデータ収集

⑥NDL送信システム  
による送付(印刷物  
等送付含む)

国立国会図書館  
新システム(NDL)  
**URI**

**IRDB**  
junii2(ver.3)  
**URI**

機関リポジトリ以外での公表の場合  
大学のホームページ等か国会図書館システム

学位(博士)申請者

①提出

各大学学位授与担当部署  
・博士論文(電子ファイル?)受付  
(本人作成要旨)  
・電子ファイル変換→**PDF/A**

②博士論文  
(本人要旨)  
アップ

大学(図書館?)  
ホームページ等  
**(公開)**

③NDL送信システム  
による送付(印刷物  
等送付含む)

国立国会図書館  
新システム(NDL)  
**(暫定公開)**

文部科学省への報告の  
**DB化(台帳)**  
**NIIから公開**

**インターネット上での公表**

## junii2 (version 3) とETD-MS ver.1.1

Junii2/学位論文対応 新規メタデータ要素 (=Element)	説明	junii2とETDへの xml出力	ETD-MS version 1.1 Element + Qualifier (Optional)
学位授与番号 gantid (新)	博士論文であることを特定	Crosswalksで対応	thesis.degree.level
学位授与年月日 dateofgranted (新)	改正後の論文であることを特定	同上	None
学位名 degree name (新)	種別(博士)及び分野を特定	同上	thesis.degree.name thesis.degree.discipline
学位授与機関 grantor (新)	学位授与機関を特定	同上	thesis.degree.grantor
textversion (既) 値=ETD	博士全文が含まれていることを特定	対応不要	None

# 筑波大学における対応

- ▶ **担当部署 教育推進部教育推進課**
  - ・平成24年12月パブリックコメントアナウンス 各研究科長・専攻長通知
  - ・図書館と2回にわたり話し合い(共通認識を持つ)
  - ・「筑波大学で学位(博士)を取得される皆様へ」(H25年4月1日)
- ▶ **学位規程改正** 平成25年4月18日及び25日
  - ・大学院教育会議→教育研究評議会→(運営会議)→役員会
  - ・研究科を所掌する各支援室での説明と意見交換(教育推進課)
- ▶ **研究科長(及び支援室長)宛文書通知**(平成25年5月10日)
  - ・学位規則の一部を改正する省令の施行に伴う本学学位規程の一部改正について(通知)
  - ・学位規程の一部改正に伴うインターネット公表の取扱いについて(事務連絡) →博士論文提出の手続きを記述

# 筑波大学学位規程（平成25年4月25日付）

## 「学位規則の一部を改正する省令」の施行に伴う改正部分

### 第4章 雑則

（学位論文の公表）

第14条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

第14条の2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定により公表する場合は、その学位論文に「筑波大学審査学位論文(博士)」と明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、筑波大学の承認を受けて、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、筑波大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

## 筑波大学における博士論文の公表手順

- ▶ 論文審査→提出部数・媒体は各研究科で規定  
学位申請の際、「インターネット公表に関する申出書」提出  
「やむを得ない事由」は研究科で判断し、上記を学長に申請  
1年を超えない公表不可能も「やむを得ない事由」に含める(管理上)  
承認の場合、「インターネット公表に関する承認書」(学長名)
- ▶ 学位授与から1ヶ月以内に支援室は教育推進課宛CD提出  
公表できない場合は、本人作成の要約を含めて提出
- ▶ 教育推進課は取りまとめて図書館送付(原則電子媒体)
- ▶ 図書館はメタデータを付与してリポジトリ登録・公開  
公表できない場合は図書館で本文閲覧可能(原則電子媒体)



# 筑波大学の対応

## 筑波大学における論文要旨・審査要旨公表の手順

- ▶ 各支援室は各研究科における審査結果を取りまとめて、1ヶ月以内を目処に電子媒体で教育推進課に提出
- ▶ 教育推進課は、各支援室から提出された資料を取りまとめて、資料の提出から1ヶ月以内を目処に、(1)論文内容の要旨及び審査結果の要旨を図書館に、(2)学位授与報告書を文部科学省に送付
- ▶ 附属図書館は、論文内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットで公表（必然的に1ヶ月以内？）

# 問題点（改正の解釈上の課題？）

- ▶ 第九条「・・・ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。」
- ▶ 第九条 3 「博士の学位を授与されたものが行う前二項の規定による公表は、**当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。**」



○第九条第3項の表現は第九条第1項の「公表」にも適用される。（文部科学省解釈）

# 改正以後の提出状況

---

- ▶ 平成25年度授与分(25年4月～8月)  
学位論文65件を教育推進課から受領  
(2件は製本・それ以外はCD-ROM 9/10)

## <内訳>

課程博士54名中公開可能21 不可5 公開可否検討中28

論文博士11名中公開可能1 公開可否検討中10

公開可能22のうち2は製本、その他はCD-ROMによる提出  
である

# 問題点（改正の解釈上の課題）

## 思いつく例

(1) 学術雑誌に公開した論文や投稿予定の博士論文はどうする？

・出版者版の場合 許諾確認ないしは許諾交渉が必要

「やむを得ない事由」が恒久的に解消しない可能性？エルゼビアはOK

・著者最終稿は、審査対象の版ではないので博士論文ではない(との解釈=文部科学省)→著者最終稿を審査対象にすればOK(の事例あり)

・学術雑誌既発表論文を複数まとめる(orまとめて加筆)する場合

・学術雑誌発表論文に加筆して博士論文にする

・博士論文を学位取得後に学術雑誌に投稿する(予定の)場合

(2) 論文博士で既刊「図書」が受理された場合

・たぶん、絶版や著作権が消滅しないと「公表」は不可？

・国会図書館の電子化図書のインターネット公開の例(絶版は公開)

# つくばリポジトリ説明会における質問例

## 博士論文関連のみ



- ▶ 6月5日～7月23日 各学域・系・専攻等の教員会議訪問
  - ・つくばリポジトリ説明会開催(実は2006年以降、初めての説明会)
  - ・いくつかの専攻では博士論文のインターネット公開についての説明を主とする依頼を受ける
- ▶ 物理学域 化学域 心理学域 教育学域 障害科学域 数学域  
物理工学域
- ▶ 医学医療系 体育系 芸術系
- ▶ ヒューマン科学専攻 物質・材料工学専攻 看護科学専攻
- ▶ 疾患制御医学専攻(規程改正の会議に参加) 図書館情報メディア系

- ▶ 学位論文全文について、「やむを得ない事由」が解消されたのに全文公表しない場合は、責任は本人にあるのか？大学に責任は発生するか？

---

- ▶ 全文公表はできなくても、特許などで見せたくない部分があっても、求めがあれば全文を見せなくてはいけないのか？
- ▶ 3か月以内に公表する「博士論文要旨」と「審査の結果の要旨」について、こちらも「やむを得ない事由」で公表しないということはできるのか？
- ▶ （内規に）学位申請者に対してお知らせする文章に「出版社からインターネット公表することについて了解を得ること」「インターネット公表について（本人が）了承すること」などの文言を付け加えてよいか。
- ▶ 本人が出版社と交渉した上でリポジトリで公表できないという結論になったとき、「やむを得ない事由」とすることができるか。
- ▶ 学位論文として執筆・申請し、受理後、査読雑誌に投稿する。これは特に問題ないのではないか
- ▶ 査読雑誌掲載論文を学位論文として申請する。これは許諾が必要でしょうね。**SCPJ**というのを見ると**グレーが60%以上です。国内学会誌掲載論文を博士論文として申請する例があるので、どうしたものか。**文部科学省は・・・？

---

- ▶ （要望に応じて全文を見せる、というのは）それは昔からそうなの？特許も？

# (付) 大学図書館界の対応

- ▶ 「学位規則改正に対する留意事項」を作成  
国会図書館と大学図書館との連絡会に設置された学位論文電子化の諸問題に関するWGが作成
- ▶ 背景の一つは以下のような機関リポジトリ設置数をめぐる状況
- ▶ 機関リポジトリ設置数 総計 **260**  
<http://www.nii.ac.jp/irp/list/> (NII学術機関リポジトリ構築支援事業HPより)  
国立81 公立18 私立133 高専2 その他(共同IR,独法)26
- ▶ 国立大学 86(博士課程設置数77)  
公立大学 92(博士課程設置数56)  
私立大学605(博士課程設置数303)  
総数 783(博士課程設置数436)